

雇用調整助成金等に係る オンライン相談会を開催します

～社会保険労務士が雇用調整助成金等の申請にかかるアドバイスを行います～

〇日 時

令和3年2月8日（月）、9日（火）、12日（金）
9：00～17：00

相談
無料

■相談方法

- ・テレビ会議システム「WebEX」を使用して相談を行います。
- ・インターネットに接続可能で、カメラが付いているパソコンやスマートフォン、タブレットで行うことができます。
- ・申し込み後、詳しい案内メールを送り、相談前に接続テストを実施します。

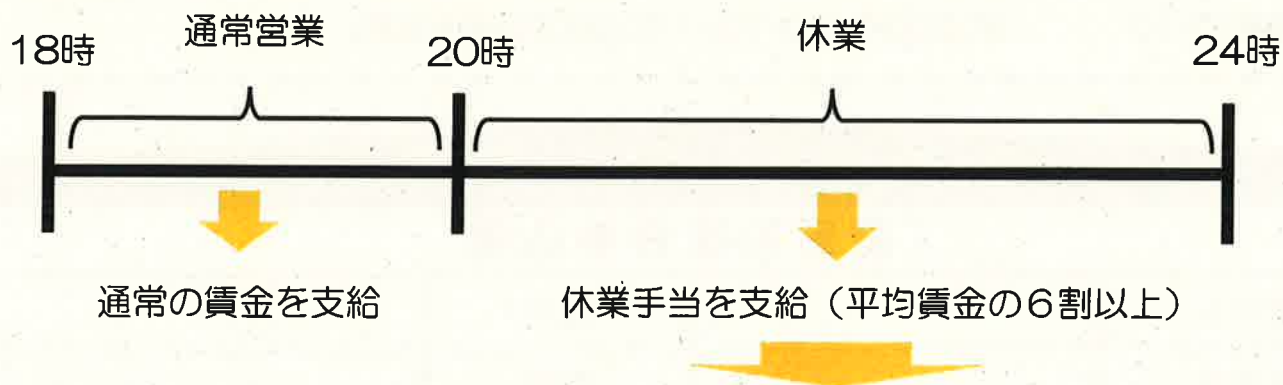
■対象事業所 長崎県内の事業所（全業種可）

■相談時間 1企業あたり50分程度

■申込方法 **事前予約制**
裏面の申し込み用紙によりお申込みください（先着順）

雇用調整助成金の活用イメージ（詳しくは裏面をご覧ください）

※営業時間が18時～24時の場合



雇用調整助成金の活用：助成率 10/10または4/5（※）【中小企業の場合】
※4/5の場合は県から1/10の上乗せ助成があるため、事業主負担は1/10となります。

お問
合せ

長崎県 産業労働部 雇用労働政策課 労政福祉班
TEL 095-895-2714

雇用調整助成金の概要

「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用の維持を図るために、休業を実施する事業主に対して、休業手当の一部を助成する国（厚生労働省）の制度です。

令和2年4月1日から令和3年2月28日（※）までを緊急対応期間として、助成率や日額上限額の引き上げなどの「特例措置」が実施されています。

※現在、国の方で令和3年3月末までの延長が検討されています。

支給対象となる事業主

時短営業による一部休業も対象となります

1. 最近1か月間の売り上げ高または生産量などが前年同月比5%以上減少している

2. 休業などを実施し、下記の助成対象となる労働者に休業手当を支払っている など

※このほかにも要件があります。

助成対象となる労働者

1. 雇用保険に加入している労働者に対する休業手当が「雇用調整助成金」の助成対象となります。

2. 学生アルバイトなど、雇用保険に加入していない方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象となります。⇒労災保険に加入する必要があります。（雇用調整助成金と申請方法・内容は同じ）

助成額と助成率

（平均賃金額（※1））×休業手当等の支払い率）×下表の助成率（1人1日あたり15,000円が上限）

区分	大企業		中小企業	
	国	国	国	県（※3）
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	2/3	4/5	4/5	1/10
解雇をしていないなどの上乗せの要件を満たす事業主（※2）	3/4	10/10	10/10	—

※1 概ね20人以下の事業所は、「実際に支払った休業手当額」をもとに助成額を算出できます。

※2 令和2年1月24日から令和2年12月28日までに事業主都合による解雇等を行っていないこと等の要件があります。

※3 中小企業で雇用調整助成金の助成率が4/5の場合は、県が上乗せで1/10の助成を行います。

助成額の算定例

※（例）概ね20人以下の事業所で休業手当の総額が150,000円の場合

①国助成率4/5 150,000円×4/5 = 120,000円（国支給額）

150,000円×1/10 = 15,000円（県支給額）

②国助成率10/10 150,000円×10/10 = 150,000円（国支給額）

FAX : 095-895-2582

個別相談会申込書

事業所名		住所	
出席者名		電話	
メールアドレス			
希望日	2月 8日 ・ 9日 ・ 12日 ※時間帯は別途連絡を行い調整します。		

申込先

長崎県 産業労働部 雇用労働政策課 にFAX又は、お電話にてお申込みください。

電話 : 095-895-2714

FAX : 095-895-2582